

Business-Airport

東京都インキュベーション施設運営計画認定取得のご案内

**Business-Airport 青山・品川・東京・丸の内・六本木・神田・新橋・
渋谷南平台・日本橋・渋谷フクラス・目黒・恵比寿・竹芝・新宿三丁目は、
東京都の認定インキュベーション施設です。**

東京都では都内開業率のさらなる向上を図るため、民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設の事業計画のうち一定の基準を満たしたものを認定する「インキュベーション施設運営計画認定事業」を平成27年度から実施しております。
Business-Airport上記14拠点は、東京都の認定インキュベーション施設に選定されたので、各拠点会員様のうち一定の要件を満たす会員様は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する創業助成事業の申請要件を満たすことができます。
（一定の要件を満たす各拠点会員様は「施設の利用証明に関する申請書」をご提出頂くことで、創業助成事業に申請することが可能となります。）

※1DAY会員様は対象外となります。

※申請書提出には、青山・品川・東京・丸の内は2017年9月29日、六本木は2017年12月1日、神田・新橋は2018年10月24日、渋谷南平台・日本橋は2019年10月23日、目黒・恵比寿・竹芝・新宿三丁目は2021年2月1日から起算し6ヶ月以上施設を利用し、且つ店舗責任者より個別に継続的な支援（アドバイス等）を受ける必要がございます。

※Business-Airportの包括認定ではなく、拠点ごとの認定となりますので各拠点での6ヶ月以上の在籍が必要となります。

※創業助成事業の申請にあたり、他にも要件がございますので下記サイトよりご確認ください。

東京都創業助成事業とは・・・

東京都中小企業振興公社では、東京都内における創業のモデルケースを生み出すため、創業を予定される方や創業間もない方に、創業初期に必要な経費の一部を助成しています。

<事業目的> 創業のモデルケースの発掘や、事例の発信等により、創業に挑戦する機運を醸成すること

<対象の方> 都内で創業を具体的に計画している個人、創業後5年未満の中小企業者等のうち、一定の要件を満たす方

<助成対象期間> 交付決定日から6ヶ月以上最長2年

<助成率> 助成対象と認められる費用の3分の2以内

<助成限度額> 300万円（助成下限額100万円）

<助成対象経費> 創業初期に必要な経費（賃借料、広告費、従業員人件費等）の一部



<申請要件>

※創業助成事業募集要項から抜粋

本助成事業に申請を行うためには下記の【申請要件1】～【申請要件4】を「全て」満たすことが必要となります。

・・・

【申請要請2】創業支援事業を利用し、公社が申請書を受理する時点で下記の①～⑯のいずれかを満たすこと。

①公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が実施する、TOKYO創業ステーション「プランコンサルティング」又はTOKYO創業ステーションTAMA「プランコンサルティング」による事業計画書策定支援を終了し、過去3か年の期間にその証明を受けた方

・・・

⑥東京都インキュベーション施設運営計画認定事業の認定を受けた認定インキュベーション施設（TOKYO創業ステーションHP参照）に、認定後（新設施設は運営開始後）6か月以上継続して入居し、申請を行う事業内容に関する個別具体的支援を、インキュベーションマネージャーから入居期間中に継続して受けている方、または以前に受けていた方

・・・

Business-Airport青山・品川・東京・丸の内・六本木・神田・新橋・渋谷南平台・日本橋・渋谷フクラス・目黒・恵比寿・竹芝・新宿三丁目の会員様はこの要件をクリアします！

⑯東京都が実施する「高校生企業家養成プログラム」において、過去3か年度の期間内に「養成講座」を修了した方

・・・

詳しくは下記URLよりご確認ください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/station/services/sogyokassei/>

東急不動産株式会社
ライフ&ワークデザイン株式会社